

## 令和2年度簡裁訴訟代理等能力認定考査

### 考 査 問 題

#### < 注 意 >

- 1 別に配布した解答用紙の該当欄に、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。
- 2 考査時間は、2時間です。
- 3 考査問題は、記述式です。
- 4 問題の解答は、所定の解答用紙に記入してください。解答用紙への解答の記入は、黒インクの万年筆又はボールペン（インクが消せるものを除く。）を使用してください。解答用紙の解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載がある場合には、その解答用紙の答案は、採点されません。また、解答用紙の筆記可能線の外側に解答をした場合には、当該筆記可能線の外側に記載された部分は、採点されません。
- 5 解答用紙に受験地、受験番号及び氏名を記載しなかった場合は、採点されません（考査時間終了後、これらを記載することは、認められません。）。
- 6 解答用紙は、書き損じても、補充しません。
- 7 不正行為があった場合には、その解答は無効とします。
- 8 考査問題に関する質問には、一切お答えしません。
- 9 考査問題は、考査時間終了後、持ち帰ることができます。

**第1問** (別紙)記載の【Xの言い分】及び【Yの言い分】に基づき、以下の**小問(1)から小問(8)まで**に答えなさい。

なお、附帯請求については考慮しないものとし、【Xの言い分】及び【Yの言い分】に基づいてX又はYが訴訟において主張をする場合には、当該主張は、令和2年12月1日の口頭弁論期日において陳述されたものとする。

また、令和2年4月1日において施行されている法令に基づいて回答するものとし、法令改正に伴う経過措置等を考慮する必要はない。

**小問(1)** XがYに対して訴えを提起する場合の訴訟物を解答用紙の**第1欄(1)**に記載しなさい。

**小問(2)** **小問(1)**の訴えに係る訴訟(以下「本件訴訟」という。)において、Xが訴状に記載すべき請求の趣旨(付随的申立てを除く。)を解答用紙の**第1欄(2)**に記載しなさい。

**小問(3)** 本件訴訟において、Xが主張する請求原因の要件事実を解答用紙の**第1欄(3)**に記載しなさい。

なお、いわゆる「よって書き」は、記載することを要しない。また、記載に当たっては、次の【記載例】のように、要件事実ごとに適宜番号等を付し、整理して記載すること(以下、**小問(4)から小問(6)まで**において同じ。)

【記載例】

1 Aは、Bとの間で、令和○年○月○日、甲土地を、賃料月額10万円で賃貸するとの合意をした。

2 . . .

**小問(4)** 本件訴訟において、Yが主張する抗弁の要件事実を解答用紙の**第1欄(4)**に記載しなさい(ただし、Yは、本件訴訟において、錯誤又は詐欺による取消しの主張をしないものとする。)。

なお、抗弁が複数ある場合には、抗弁ごとに分けて記載すること。

**小問(5)** 本件訴訟において、Xが主張する再抗弁の要件事実を解答用紙の**第1欄(5)**に記載しなさい。

なお、再抗弁が複数ある場合には、再抗弁ごとに分けて記載し、**小問(4)**において解答した抗弁が複数ある場合には、それぞれどの抗弁に対する再抗弁であるかを明記すること。

**小問(6)** 本件訴訟において、Yが主張する再々抗弁の要件事実を解答用紙の**第1欄(6)**に記載しなさい。

なお、再々抗弁が複数ある場合には、再々抗弁ごとに分けて記載し、**小問(5)**において解答した再抗弁が複数ある場合には、それぞれどの再抗弁に対する再々

抗弁であるかを明記すること。

**小問(7)** 本設例において、XがYに対して訴えを提起しないまま、令和8年7月2日に至ったとする。その間において、Yは、令和5年7月1日、Xに対し、「本件売買契約に基づく代金50万円は必ず支払うので、支払を猶予してほしい。」と一方的に告げていたという事情があったとした場合、令和8年7月2日時点において、本件売買契約に基づく代金債権について消滅時効は完成しているか。結論及びその理由を解答用紙の**第1欄(7)**に簡潔に記載しなさい。

**小問(8)** 本件訴訟において、Yが【Yの言い分】の下線部記載の主張をしたところ、Xが次の①又は②の対応をし、裁判所は、口頭弁論の終結をしようとしているとする。これらの場合において、裁判所は、Yの主張する事実を、証拠調べをすることなく認定することができるか。①及び②のそれぞれについて、結論及びその理由を解答用紙の**第1欄(8)**に簡潔に記載しなさい。

① Yの主張する事実は知らないと陳述した場合

② Yの主張する事実に対して何らの陳述もしなかった場合

**第2問 第1問**の設例において、本件訴訟がT簡易裁判所に係属しており、司法書士P（簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有する旨の法務大臣の認定を受けているものとする。）が、Xの訴訟代理人として、訴訟追行をしていたとする。この場合において、T簡易裁判所のJ裁判官は、Xの請求を棄却する判決を言い渡したが、Xはこれに不服であったものとして、以下の**小問(1)及び小問(2)**に答えなさい。

**小問(1)** 司法書士Pは、Xから特別の委任を受けてXを代理して控訴の提起をすることができるか。結論及びその理由を解答用紙の**第2欄(1)**に簡潔に記載しなさい。

**小問(2)** 控訴を提起したXは、控訴審において、攻撃防御方法を記載した準備書面を提出したいと考えている。司法書士Pは、どのような態様でこれに関与することができるか。結論及びその理由を解答用紙の**第2欄(2)**に簡潔に記載しなさい。

**第3問 第1問**の設例において、司法書士Q（簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有する旨の法務大臣の認定を受けているものとする。）は、Xの訴訟代理人として、本件訴訟を進行していたが、本件訴訟の係属中、Yから、Aに対して無権代理人の責任を追及する損害賠償請求の訴えを提起したいとして、訴状作成の依頼を受けた。この場合に、司法書士Qは、Yの依頼を受任することができるか。結論及びその理由を解答用紙の**第3欄**に簡潔に記載しなさい。

(別紙)

**〔Xの言い分〕**

- 1 私は、Yに売った中古車の売買代金の支払について、Yとの間でトラブルになっています。
- 2 私は、平成28年4月頃に、S社製の車（以下「本件中古車」といいます。）を200万円で購入し、日常的に使用していました。その後、私は、車を新しく買い替えようと思い、本件中古車を売ることに決めました。ちょうど、私の友人であるYが、車を欲しがっていたため、私は、Yに対して、本件中古車を購入するよう持ちかけたところ、Yは快諾してくれました。
- 3 そこで、私は、令和2年6月1日、Yに対し、同年7月1日に代金50万円を支払うという約束で本件中古車を売却する契約（以下「本件売買契約」といいます。）を締結し、その日のうちに、Yに対して本件中古車を引き渡しました。
- 4 ところが、令和2年7月1日を過ぎても、Yから本件中古車の代金が支払われていません。
- 5 Yは、本件中古車のエンジンに不具合があったので代金を支払わないと言っているようですが、納得できません。Yは、モータースポーツを趣味にしているのですが、令和2年6月14日、本件中古車を用いて何度もドリフト走行をしたようです。本件中古車は、このようなYの無理な運転が原因で故障したに違いありません。
- 6 また、Yは、私が、私のいとこであるAを代理人として、Yから30万円を借りたと言っているようですが、そのような事実はありません。Aは、昔からひどい浪費癖があり、Aの交際相手のお金を勝手に使ったこともありましたので、Aを通じて他人からお金を借りるなどという行為をすることはあり得ません。Yが、Aに30万円を渡したということが本当にあったとしても、おそらく、金に困ったAが、Yから受け取った30万円を持ち逃げしたのだと思います。
- 7 仮に、私が、Aに対して、金銭を借り入れるための代理権を与えていたとされたとしても、Aは、私の利益のためではなく、A自身の利益のために、Yから30万円を借りようとしていたことは明らかだと思います。YとAは、同じ職場で働いておられますし、Yはこのことを当然知っていたと思います。仮に、YがAの目的を知らなかったとしても、Yは、以前から、Aにはひどい浪費癖があり、Aの交際相手のお金にも手を出していたことを知っていました。また、令和2年4月29日、Yが、「Aから、至急現金が必要だが、手元に資金が無いので貸してくれないかと言われた。」と話しているのを私自身聞いていますから、YはA自身が金に困っていたという状況もよく知っていました。このように、Yは、Aが自分自身の利益のために30万円を借りようとしていることに簡単に気付くことができたはずですから、Aの行為について、私が責任を負うことは納

得できません。

### 〔Yの言い分〕

- 1 私は、購入した中古車にはエンジン部分に不具合があったにもかかわらず、代金全額を支払うように求められて、大変困っています。
- 2 私は、友人であるXから、令和2年6月1日、代金50万円を同年7月1日に支払うという約束で本件中古車を購入し、その日のうちに、本件中古車の引渡しを受けました。
- 3 ところが、令和2年6月15日、突然、本件中古車が動かなくなったのです。すぐに修理業者に見てもらったところ、本件中古車にはエンジン部分に不具合があり、修理代金として30万円が必要だと言われました。本件中古車の引渡しを受けてから、私はほとんど運転をしたりはしていませんでしたので、この不具合は売買契約を締結したときからあったものだと思います。
- 4 私は、Xに対し、令和2年6月17日、本件中古車を修理してほしいと言ったのですが、Xは、「本件中古車が故障したのはYのせいだ。」などと言って聞く耳を持ちませんでした。そこで、私は、Xに対し、同月25日、同年7月末日までに、本件中古車を修理するように求める旨を記載した内容証明郵便を送付し、同年6月26日、Xに到達しました。しかし、Xは、いまだに本件中古車を修理しようとしません。
- 5 Xは、エンジン部分に不具合があって正常に走行することができない本件中古車を売っています。いくら中古車と言っても、私が乗用車として購入しているのはXも知っており、これでは品質が悪すぎて、全く了解できません。私は、本件売買契約を解除したいと思います。
- 6 ところで、私は、XのいとこであるAを通じて、Xに30万円を貸しています。Aは、令和2年4月30日、私に対して、「Xが、Xの行っている事業の資金繰りに困っているのでお金を貸してほしいと言っている。私は、令和2年4月15日、Xから、Xのためにお金を借りる代理権を与えられた。Xのために30万円を貸してほしい。」と言いました。私は、念のため、Xの自宅に電話をしたところ、Xの母であるBに電話がつながりました。Bは、私に対し、「Aが言っていることに間違いはない。Xは、至急現金を用意したいと考えている。AとXは、いとこ同士である上、一緒に新たな事業を始めようとするなど、強い信頼関係があるので、AがXに迷惑をかけるようなことはない。また、Aが受け取った30万円は、私が引き取ってXに渡すことになっている。安心してAに30万円を渡してほしい。」と言いました。
- 7 そこで、私は、令和2年4月30日、Aとの間で、返還時期を同年7月1日と定めて30万円をXに貸し渡すことを合意し、30万円を直ちにAに交付しました。Xは知り合いですので、利息は特に定めていませんし、借用書などの書面も交わしていません。

この30万円は、まだXから返してもらっていないため、本件中古車の代金と相殺します。

- 8 Xは、Aに代理権を与えていないとか、与えられていたとしても、Aは自分自身のために30万円を借りたので、Xには責任はないなどと言っているようですが、おかしいと思います。私は、AがA自身の利益のために30万円を借りようとしていたということは全く知りませんでした。Aにひどい浪費癖があるという話も聞いたことはありません。A自身がお金に困っていたという話も聞いていませんでした。むしろ、私は、Bに対してこの件を確認していただくくらいで、XとAの間のことは知りようがありません。